

**特定求職者雇用開発助成金(特定就職・被災者雇用開発コース)
第1期提出書類一覧票**

事業所名: _____

対象労働者名: _____

【第1期申請時にご提出いただく書類】

※申請時、この一覧票もご提出ください。 * 書類の枚数も併せてご記入ください。

	必須提出書類	留意事項	コピー可否	枚数記入欄			
				事業主	安定所	労働局	
①	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)第1期支給申請書 または (被災者雇用開発コース)第1期支給申請書	・代理人が申請する場合、委任状が必要です。(委任状についてはコピー可) ・「本人確認欄」には、対象労働者の記名押印又は署名が必要です。 ※「雇入れ日」「賃金締切日」に変更がある場合は千葉労働局職業対策課事業所給付係までご連絡ください。申請期間が変更となる場合があります。	×				
②	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	・複数の対象者分を同日に申請しない場合は申請日ごとに1枚必要です。	×	枚	枚	枚	
③	対象労働者雇用状況等申立書(特定就職困難者コース) (様式第5号因)または 対象労働者雇用状況等申立書(被災者雇用開発コース) (様式第5号被)	・対象労働者の労働条件等について記入をお願いします。 ・「対象労働者確認欄」には、本人の記名押印又は署名が必要です。	×		枚	枚	
④	対象者の労働者名簿	・氏名、生年月日、雇入れ日等が記載されていることが必要です。 ・対象者が既に離職している場合、離職年月日、離職理由が記載されていることが必要です。 ・警備業は警備員台帳、タクシー業は乗務員台帳が必要です。	○		枚	枚	
⑤	雇用契約書または雇入れ通知書 (労働条件に変更がある場合は、変更後の分もご提出ください) 雇入れ日から雇用保険に加入している必要があります。	雇入れ日からの分が必要です。 ・以下の項目が記載されていることが必要です。 ①労働契約の期間 ②就業場所、従事すべき業務 ③始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間・休日・休暇 ④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切・支払時期 ⑤契約更新の有無(期間の定めのある契約の場合)	○		枚	枚	
⑥	賃金台帳【源泉徴収簿は不可】	・雇入れ日から支給対象期間の労働に対して支払った賃金の分が必要です。 (支給対象期間は申請書右上をご確認ください) ※申請日時点で賃金支払い日が到達していない月の分については、後日、千葉労働局職業対策課からご連絡いたしますので、その後にご提出ください。 ・各種手当・控除項目等が名目ごとに確認できるものが必要です。 (ただし、臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金の分は助成金支給額の算定から除きます。)	○		枚	枚	
⑦	特定求職者雇用開発助成金勤務実態等申出書	・支給対象期間の初日からの勤務実態をご記入ください。	×		枚	枚	
⑧	出勤簿またはタイムカード	・雇入れ日の属する月及び支給対象期における出勤状況が日ごとに明らかなものが必要です。	○		枚	枚	
⑨	法人登記簿謄本または登記事項証明書	・大企業に該当する場合、医療法人・NPO法人・学校法人等の資本金がない事業所、法人でない個人事業の場合は必要ありません。	○		枚	枚	
⑩	対象労働者であることを確認する書類 (いずれか1点があれば結構です) ※ マイナンバーの記載のないもの	・当該書類を提出できない場合は、不支給になります。 (対象労働者が離職し、確認書類を提出できない場合も同様の取り扱いになりますので、雇入れ時等早期に当該書類を確保するようにご留意願います)	○				
	60歳以上の者	・運転免許証・住民票・パスポート・国民健康保険被保険者証等					・住民基本台帳により作成された官公署の発行する書類であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるものが必要です。 ※ マイナンバーの記載のないもの
	身体障害者	・障害者手帳					・氏名・年齢・障害の程度等が確認できるものが必要です。 ・雇入れ時点で対象者であることが確認できるものが必要です。
	知的障害者	・療育手帳					
	精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 ・主治医の意見書					
	母子家庭の母等	・児童扶養手当受給証明書 ・市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類 ・遺族基礎年金の給付を受けている場合の国民年金証書					・児童扶養手当受給証明書については、支給開始年月の記載が雇入れ日以降の場合、別途労働者本人の「申立書」が必要になりますので、千葉労働局職業対策課事業所給付係までご連絡ください。 ・市区町村等の証明書類については、雇入れ日時点についての証明が必要です。
父子家庭の父	・児童扶養手当受給証明書 ・市区町村長、社会福祉事務所長が発行する児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であることを証明する書類	・児童扶養手当を受給している父子家庭の父のみが受給対象となります。 ・市区町村等の証明書類については、雇入れ日時点についての証明が必要です。					
被災離職者	・様式1又は様式2(別添)	・様式1が提出できない場合は様式2をご提出ください。 ・様式2提出時には、運転免許証・住民票・国民健康保険被保険者証等が必要です。 (詳細は様式2参照してください。)			枚	枚	
確認事項		労働関係帳簿等を整備・保管している事業主であるか。	ある・ない				
	必要に応じて提出する書類	必要な場合等	コピー可否	枚数記入欄			
				事業主	安定所	労働局	
⑪	支払方法・受取人住所届(帳票種別32850号)	・初めて申請する場合、口座内容に変更や口座変更の希望がある場合に必要です。 ・助成金の入金先の金融機関口座をボールペンで記入し、事業主印を押印してください。	×				
⑫	離職割合除外申立書(同封していません)	・裏面参照 ・離職割合が50%を超えている場合で、離職割合の算定から除外する者がいる場合に必要です。	○	枚	枚	枚	
⑬	退職願	・対象労働者が離職している場合に必要です。	○	枚	枚	枚	
⑭	最低賃金の減額の特例許可書	・対象労働者が重度障害者等であって、労働局長から最低賃金の減額の特例許可を受けている場合(最低賃金を下回る支払いが許されるのは、許可書の有効期間内のみです。有効期間外は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。)	○	枚	枚	枚	
⑮	有料・無料職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書	・安定所以外の有料・無料職業紹介事業者から対象労働者の紹介を受けた場合に必要です。	×	枚	枚	枚	
⑯	障害者トライアル雇用奨励金支給決定通知書	・障害者トライアル雇用後の雇入れの場合に必要です。	○	枚	枚	枚	
⑰	特定求職者雇用開発助成金支給申請に係る確認事項	・就労継続支援A型事業所で対象労働者を雇い入れる場合に必要です。	×	枚	枚	枚	
⑱	委託契約書、精算書等	・対象労働者が、国、地方公共団体等からの委託事業に従事している場合、指定管理制度業務に従事している場合に必要です。	○	枚	枚	枚	

*** 申請期間を過ぎると不支給になりますのでご注意ください(申請期間は支給申請書に記載されています)**

※ 裏面もご確認ください ※

《 必ずこちらをご確認ください 》

- ・表面以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ・書類の不備や不明点がある場合等、連絡をさせていただく場合があります。
- ・表面の必須提出書類が全て提出されない場合は不支給になりますのでご注意ください。
- ・対象労働者を解雇等、事業主の都合により申請期間の途中で離職された場合は助成金は支給できません。また支給されている助成金についても返還していただくことになります。
- ・審査には受付から4ヶ月程度かかりますのでご了承ください。審査後、支給(不支給)決定通知書にて結果をお知らせいたします。

【 離職割合要件について 】

【離職割合要件について】

対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金の特定就職困難者コースまたは被災者雇用開発コースを受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合(以下の要件①または②のいずれかに該当する場合、被災者雇用開発コースは要件①のみ)、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

＜要件①: 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること＞

対象労働者の雇入れ日より前にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年が経過する日(=確認日A)がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合(%)=(確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人)÷(確認日Aが基準期間内にある人)

＜要件②: 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること＞

対象労働者の雇入れ日より前にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※3内に助成対象期間※4の末日の翌日から起算して1年が経過する日(=確認日B)※5がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※6が50%を超えている場合

※3 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※4 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※5 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※6 離職割合(%)=(確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人)÷(確認日Bが基準期間内にある人)

*「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「1」である者(対象労働者の死亡など)は含まれず、原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・雇用保険被保険者資格の喪失原因が「2」(対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外)である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者
- ・同一事業所に継続して2年以上(助成対象期間が3年の者にあつては3年以上)雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者(特定就職困難者雇用開発助成金のみ)
- ・就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であつて、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である者

* 就労継続支援A型事業所が、対象労働者を平成29年5月1日以降に雇い入れる場合は、離職割合「50%」を「25%」と読み替えるものとします。

* 対象労働者の雇入れ日より前にこの助成金の支給決定の対象となった者には、平成29年4月1日の改正前の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金または被災者被災者雇用開発助成金)の支給決定の対象となった者を含みます。

《 表面「⑫離職割合除外申立書」について 》

- (1) この申立書は、上記の離職割合が50%を超えている場合であつて、離職割合の算定から除外する者がいる場合に提出していただくものです。
- (2) 新たに雇い入れる対象労働者に係る離職割合が50%を超えていない場合、または離職割合が50%を超えている場合であつても本申立書の対象となる者がいない場合は、本申立書は
- (3) 記載いただいた内容を確認するために、労働者名簿、賃金台帳等の提示を求める場合があります。
- (4) 偽りその他不正の行為が判明した場合には、支給した助成金の返還を求め、これにより後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。また、悪質な場合は刑事告訴する場合があります。
- (5) 提出が必要な場合は、千葉労働局職業対策課事業所給付係(043-221-4393)までお問い合わせください。用紙をお送りいたします。